

特定健康診査等実施計画
(第二期:平成 25 年度～平成 29 年度)

リクルート健康保険組合

平成 25 年 4 月

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定健康指導)を実施することとされた。

本計画は、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

2. リクルート健康保険組合の現況

当健保組合は、株式会社リクルートを親会社とする事業所が加入している健保組合である。平成25年3月末の加入数は、35事業所となっている。

加入事業所の支店や営業所は全国に点在しており、また事業所の1つが人材派遣会社であり被保険者の大多数が登録型派遣社員のため就労先は全国津々浦々に亘っていると考えられる。

当健保組合に加入している被保険者は、平成25年3月末で4万8,819人、平均年齢が35.0歳であり、女性が全体の8割を占めており、扶養率が0.18で被扶養者の6割が20歳未満である。

40歳以上の者は被保険者の約25%にあたる1万2,255人、被扶養者の約17%にあたる1,545人となっている。

健康診断については、事業主と当健保組合で共同実施するという考え方のもと、当健保組合が委託する健診機関の検診車による巡回と勤務地等の近隣にある医療機関で実施している。

また、当健保では40歳から74歳の被保険者と希望する被扶養者に対して全国約350の健診機関で人間ドックを実施しており、19歳から74歳の被扶養者、任意継続被保険者に対して全国約1,000の健診機関でファミリー健診を実施している。

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(ア) 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発病した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積が、体重増加が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

(イ) 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受信するとともに、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

(ウ) 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を当健保組合と共同実施し、当健保組合が主体となって行ってきた(委託を含む)健診についてはそのデータを事業者と当健保組合で共有する。

また事業者健診を行った場合には、当健保組合はそのデータを事業者から受領し、健診費用は、事業者が負担する。

(エ) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、事業主や家族の協力の元、対象者自身が診断結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援する。

4. 実施計画

(ア) 達成目標

① 特定健康診査に係る対象者数および実施率目標

第一期の目標については達成する見込みである。

第二期については、被扶養者に対する受診促進を積極的に行い、平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

【第一期実施率(被保険者+被扶養者)】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者(人)	7,080	7,591	7,531	8,760	9,829
実施率(%)	28.6%	64.4%	75.3%	72.3%	80.2%
受診者(人)	2,025	4,885	5,671	6,330	7,879

【第二期目標(被保険者+被扶養者)】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者(人)	11,303	12,999	14,299	15,729	17,301
目標実施率(%)	81%	83%	85%	87%	90%
目標実施数(人)	9,156	10,789	12,154	13,684	15,571

② 特定保健指導に係る対象者数および実施率目標

第一期の目標については達成する見込みである。

第二期については、平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 60%とするために、平成 25 年度以降の実施率目標を以下のように定める。

【第一期実施率(被保険者+被扶養者)】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者(人)	7,080	7,591	7,531	8,760	9,829
保健指導対象者(人)	422	636	650	731	851
実施率(%)	3.1%	2.0%	4.3%	7.0%	51.4%
実施数(人)	13	13	28	51	437

【第二期目標（被保険者＋被扶養者）】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者(人)	11,303	12,999	14,299	15,729	17,301
保健指導対象者(人)	979	1,125	1,238	1,362	1,498
実施率(%)	52%	54%	56%	58%	60%
実施数(人)	509	608	693	790	899

(イ) 特定健康診査等の実施方法

① 実施場所

- 1) 事業主が実施する定期健康診断実施会場および定期健康診断委託医療機関
- 2) 当健保が人間ドック、およびファミリー健診を委託する医療機関
- 3) 被扶養者においては、受診促進を行う委託機関からの案内により、かかりつけの医療機関において特定健診を実施できる場合は、そこでの受診も可とする

② 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

③ 実施時期

- 1) 事業主が実施する健診は、6月から9月並びに11月から12月とする。
- 2) 人間ドック、およびファミリー健診は、8月から翌年2月とする。
- 3) かかりつけの医療機関で実施は、委託機関からの案内後(9月を目安)、翌年2月まで。

④ 委託の有無

1) 特定健診

医療法人松英会、医療法人恵生会ほか定期健康診断委託医療機関
ならびに聖路加国際病院ほか人間ドック、ファミリー健診委託医療機関

2) 特定保健指導

株式会社メディヴァ、株式会社保健支援センター

⑤ 受診方法

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

⑥ 周知・案内方法

周知は、機関紙等に掲載するとともに当健保組合ホームページに掲載して行う。

⑦ 健診データの受領方法

契約健診機関が実施した健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データまたは、健診結果票にて受領して当組合で電子化して保管する。

特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領す

るものとする。

なお、保管年数は当保険組合が実施した分も含め、5年とする。

(ウ) 個人情報の保護

当健保組合は、リクルート健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保険指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(エ) 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌や当健保組合ホームページへの掲載によって行う。

(オ) 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しを検討する。

基本的には、毎年12月に翌年度予算を作成することを踏まえ、見直すものとする。

(カ) その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。